

エコパークいずもざき

利用の手引き



令和4年3月

公益財団法人 新潟県環境保全事業団

目 次

| | |
|-----------------|----|
| ● はじめに | 1 |
| ● 設 立 | 1 |
| ● 施 設 の 概 要 | 1 |
| ● 廃棄物の受入内容 | |
| 1 受入基準 | 2 |
| 2 処理料金 | 6 |
| 3 受入日時 | 7 |
| ● 契約から料金精算までの流れ | |
| 1 契 約 | 8 |
| 2 搬 入 | 10 |
| 3 精 算 | 11 |
| 4 そ の 他 | 11 |
| ● 資 料 | |

はじめに

近年における産業経済の発展に伴い、各種産業活動から排出される廃棄物は増大し、その質も多様化しております。

これら多量に排出される廃棄物の適正な処理は、環境保全はもちろんのこと、県内産業活動を支援するうえからも極めて重要であり、緊急を要する課題であります。

このような状況から、広域的な処理施設の整備を公共関与事業として行うため平成4年10月に「財団法人新潟県環境保全事業団」を設立いたしました。（平成25年4月に「公益財団法人新潟県環境保全事業団」となりました）。

当事業団は、逼迫している廃棄物処理について、排出事業者処理責任の原則を踏まえ、民間の補完施設として、またモデルとなる施設を整備し廃棄物の適正な処理に関する事業を進めるとともに、環境啓発事業や廃棄物に関する研究開発などを行い、県民の快適で潤いのある生活環境づくりと経済の健全な発展を支援してまいります。

設 立

| | | | |
|----------|-----------|----------------|-------------------|
| 設立年月日 | 平成4年10月1日 | 廃棄物処理センター指定 | 平成6年6月29日 |
| 基本財産 | 150,000千円 | | (廃棄物処理法第15条の5第1項) |
| 内 訳 | | 特定施設整備計画の認定 | 平成9年3月12日 |
| | | | (産業廃棄物処理整備促進法第5条) |
| ・新潟県 | 50,000千円 | エコパークいずもざき供用開始 | 平成11年4月1日 |
| ・市町村 | 25,000千円 | | |
| ・産業経済団体等 | 75,000千円 | | |

施設の概要

| 施設の種類 | 施設の主な内容 | 施設の能力 |
|-------|------------------------------|---|
| 最終処分場 | 管理型処分場 浸出水処理施設 浸出水調整設備 | 2,543,200m ³ 1,080m ³ /d 29,200m ³ |
| 管理棟 | 情報管理設備、試験研究設備、展示・啓発設備等 | |
| 関連施設 | 防災調整池 | 16,720m ³ |
| 緑地帯等 | 造成林、覆土保管地及び法面緑化地等 | |

廃棄物の受入内容

1 受入基準

受け入れできる廃棄物の種類及び基準は下表のとおりです。

なお、必要により受入基準を変更する場合があります。

| 種 類 | | 受 入 基 準 |
|-------------|---------------------------------|---|
| 共通受入基準 | | 1 新潟県内の事業場で発生したものに限ります。 2 2種類以上の廃棄物の混載は受け入れできません。 3 廃棄物が飛散・流出しないようシートで覆うなどして搬入すること。 4 複数の排出事業所の廃棄物は同時に搬入できません。 ただし、非飛散性アスベストの積み合わせ搬入（以下「積み合わせ搬入」*という）の場合を除きます。 ※「積み合わせ搬入」とは：複数事業者の非飛散性アスベスト廃棄物を、積替え保管等により積み合わせて搬入する方法。 5 引火性、発火性、爆発性、有害ガス発生等のないものに限ります。 6 PCBに汚染されている物が混入していないこと。 7 溶出試験等が適用されているものは、判定基準に適合していること。 8 一般廃棄物については、出雲崎町との一般廃棄物処理計画に係る協議を終了したものに限ります。 |
| 産 業 | 紙 く ず | 最大長がおおむね50cm以下であること。 |
| | 織 維 く ず | 最大長がおおむね50cm以下であること。 |
| | 木 く ず | 1 最大長がおおむね50cm以下であること。 2 金属（鋸、大釘、ボルト等）は除去されていること。 3 防腐処理、防蟻処理したものは除去されていること。 |
| | 金 属 く ず | 1 最大長がおおむね30cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 塗料等の異物は除去されていること。 |
| | ゴ ム く ず | 最大長が15cm以下であること。 |
| 廃 棄 物 | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボードを除く） | 1 最大長がおおむね30cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 木片やプラスチック類は除去されていること。 4 蛍光管は除去されていること。 5 ロックウールについては80リットル以下の丈夫な透明の袋に入れて搬入すること。 6 アスベスト無含有調査書を搬入時に提出すること。 なお、ロックウールについては、分析結果又はメーカー等が発行したアスベストが含まれていないことを証明する書類も併せて提出すること。 |
| | 石膏ボード | 1 最大長がおおむね50cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 飛散防止処置が講じられていること。 4 木片やプラスチック類等は除去されていること。 5 アスベスト無含有調査書を搬入時に提出すること。 |

| 種 類 | | 受 入 基 準 | |
|-----|-----------|--|--|
| 産 | 非飛散性アスベスト | <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード以外のアスベスト含有物) ・石膏ボード | <ol style="list-style-type: none"> 1 1 t以下のフレコンバッグに入れてあるか梱包してあること。 2 最大長がおおむね2 m以下であること。 3 中空の状態でないこと。 4 異物が除去されていること。(一体化しているものを除く。) 5 積み下ろしは搬入者が行うこと。 (注:Pタイルの場合、マニフェスト上は「廃プラスチック類」扱いとなります。) |
| | 非飛散性アスベスト | 【石綿含有仕上塗材】 <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ・汚泥 | <ol style="list-style-type: none"> 1 セメント固化されていること。なお、固化後の最大長は、おおむね50cm以下であること。 2 異物が除去されていること。(一体化しているものを除く。) 3 耐水性のプラスチック袋(厚さ0.15mm以上の物)で二重梱包した後、1 t以下のフレコンバッグに入れてあること。 4 「石綿含有仕上塗材の固化等の実施等に関する申出書」を搬入時に提出すること。 5 積み下ろしは搬入者が行うこと。 ※溶出試験等が必要となります。 |
| 業 | 廃プラスチック類 | 廃プラスチック | <ol style="list-style-type: none"> 1 最大長が15cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 発泡スチロール及び同様の性状を有するものは除去されていること。 |
| | 廃プラスチック類 | シュレッダーダスト | 自動車等破砕物で最大長がおおむね15cm以下であること。 |
| 廃 | が れ き 類 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 最大長がおおむね50cm以下であること。 2 鉄筋等の異物は除去されていること。 |
| 棄 | 解体残さ | (廃プラスチックを含む) | 1 最大長がおおむね15cm以下であること。 |
| | | (廃プラスチックを含まない) | 2 金属(鉄筋等)は除去されていること。 |
| 物 | 動植物性残さ | | <ol style="list-style-type: none"> 1 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 2 水分を十分にきってあること。 |
| | 鉞 さ い | | <ol style="list-style-type: none"> 1 最大長がおおむね50cm以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 ※溶出試験等が必要となります。 |
| | 汚 泥 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 3 油分(ノルマルヘキサン抽出物質)が5%以下であること。 ※溶出試験等が必要となります。 |
| | 燃 え 殻 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 4 金属(鉄筋等)は除去されていること。 ※溶出試験等が必要となります。 |
| | 燃 え 殻 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 4 金属(鉄筋等)は除去されていること。 ※溶出試験等が必要となります。 |

| 種 類 | | 受 入 基 準 |
|-----------------------|------------|---|
| 一 般 廃 棄 物 | 焼 却 残 さ | 1 含水率がおおむね80%以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 ※溶出試験等が必要となります。 |
| | 粗大不燃ごみ処理残さ | 最大径が15cm以下であること。 |
| そ の 他 | | 受け入れについて事業団と協議済のもの。 |

- (注) (1) ドラム缶やフレコンによる廃棄物の搬入は原則としてできません。
ただし、搬入者の責任で荷降ろしし、ドラム缶等の持ち帰りが可能な場合は受け入れます。
- (2) リサイクル可能物は、原則として受け入れしていません。

アスベスト無含有調査書

搬入年月日：

排出事業者名：

担当者(TEL)：

| 種類 ¹⁾ | メーカー名・ 製品名等 | 製造年月 | 発生量 ²⁾ | 判定理由 ³⁾ (分析結果・メーカー証明書等の 添付がある場合、その旨を記載) |
|------------------|----------------|------|-------------------|--|
| | | | | |

注1) 種類欄は、タイル、石膏ボード、スレート、住宅屋根用化粧スレート、サイディング、けい酸カルシウム板、パルプセメント板、スラグ石膏板、耐火被覆板、押出成形品、ロックウール、ビニル床タイル等の別を記載する。

2) 発生量は、t (重量)、m³ (容積)、m² (施工面積) 等で記載。

3) 判定理由欄は、図面確認、製品名・製造年月日の照合、分析結果又はメーカー証明書の添付の有無などを記載する (ロックウールの場合は、必ず分析結果又はメーカー証明書等を添付すること)。

2 処理料金

エコパークいずもぎきの廃棄物処理料金

(令和2年11月1日から適用)

| 種 類 | | 処分方法 | 処理料金 (円/トン) | 消費税 | 産 業 廃棄物税 | 合 計 (円/トン) |
|-----------------------|-----------------------|--------|----------------|-------|-------------|---------------|
| 燃え殻 | | 埋 立 | 24,000 | 2,400 | 1,000 | 27,400 |
| 汚 泥 | 有機性汚泥 | 埋 立 | 25,000 | 2,500 | 1,000 | 28,500 |
| | 下水道汚泥 | 埋 立 | 29,000 | 2,900 | 1,000 | 32,900 |
| | 無機性汚泥 | 埋 立 | 21,000 | 2,100 | 1,000 | 24,100 |
| | 上水汚泥 | 埋 立 | 16,000 | 1,600 | 1,000 | 18,600 |
| 廃プラスチック類 | 廃プラスチック | 埋 立 | 30,000 | 3,000 | 1,000 | 34,000 |
| | シュレッダーダスト | 埋 立 | 31,500 | 3,150 | 1,000 | 35,650 |
| | シュレッダーダスト (減容物) | 埋 立 | 22,000 | 2,200 | 1,000 | 25,200 |
| | 廃プラ (ポリ系) と金属の混合物 | 埋 立 | 30,000 | 3,000 | 1,000 | 34,000 |
| 紙くず | | 埋 立 | 21,000 | 2,100 | 1,000 | 24,100 |
| 木くず | 木くず | 埋 立 | 21,000 | 2,100 | 1,000 | 24,100 |
| | 木くず (破砕物) | 埋 立 | 16,000 | 1,600 | 1,000 | 18,600 |
| 繊維くず | | 埋 立 | 21,000 | 2,100 | 1,000 | 24,100 |
| 動植物性残さ | | 埋 立 | 25,000 | 2,500 | 1,000 | 28,500 |
| ゴムくず | | 埋 立 | 19,000 | 1,900 | 1,000 | 21,900 |
| 金属くず | | 埋 立 | 17,000 | 1,700 | 1,000 | 19,700 |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 埋 立 | 19,000 | 1,900 | 1,000 | 21,900 |
| | 石膏ボード | 埋 立 | 27,000 | 2,700 | 1,000 | 30,700 |
| 非飛散性アスベスト | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 埋 立 | 38,000 | 3,800 | 1,000 | 42,800 |
| | 石膏ボード | 埋 立 | 51,000 | 5,100 | 1,000 | 57,100 |
| 鋳さい | | 埋 立 | 18,000 | 1,800 | 1,000 | 20,800 |
| がれき類 | | 埋 立 | 19,000 | 1,900 | 1,000 | 21,900 |
| 解体残さ (廃プラスチックを含む) | | 埋 立 | 27,000 | 2,700 | 1,000 | 30,700 |
| 解体残さ (廃プラスチックを含まない) | | 埋 立 | 22,000 | 2,200 | 1,000 | 25,200 |
| 焼却残さ | | 埋立(一廃) | 24,000 | 2,400 | | 26,400 |
| 粗大不燃ごみ処理残さ | | 埋立(一廃) | 31,500 | 3,150 | | 34,650 |
| 河川ごみ | | 埋立(一廃) | 30,000 | 3,000 | | 33,000 |

3 受 入 日 時

(1) 受 入 日 月曜日から金曜日。ただし祝日、年末年始（原則として12月28日～1月4日）及びお盆（8月13日～17日）は受け入れしません。

※非飛散性アスベストの受け入れは、毎週月・水・金曜日となります。

(2) 受入時間 5月1日～10月31日

午前8時30分～11時30分 午後1時～5時

11月1日～4月30日

午前9時～11時30分 午後1時～4時

※非飛散性アスベストは埋立作業に時間を要するため、受入終了時刻の30分から1時間前までに搬入してください。

(注) 天災その他の事由により、受入時間等を変更する場合があります。

安全確保と環境保全についてのお願い

搬入道路が、地元集落内を通っています。搬入及びお帰りの際には安全運転を徹底くださるようお願いいたします。

また、エコパークいずもざきでは、事業活動を、より環境に配慮したものとするためエコアクション21（国内環境認証）を取得し、全職員を上げて環境保全活動に取り組んでいます。

皆様からも次のとおりご協力くださるようお願いいたします。

- ・搬入道路は、法定速度50km/h以下で、十分に注意して安全速度で運行してください。
- ・石動トンネル内では必ずヘッドライトを点灯してください。
- ・過積載、廃棄物の飛散・流出がないよう十分気をつけてください。
- ・駐・停車中は「アイドリングストップ（エンジン停止）」をしてください。
- ・急発進、急加速、空ぶかしはしないでください。

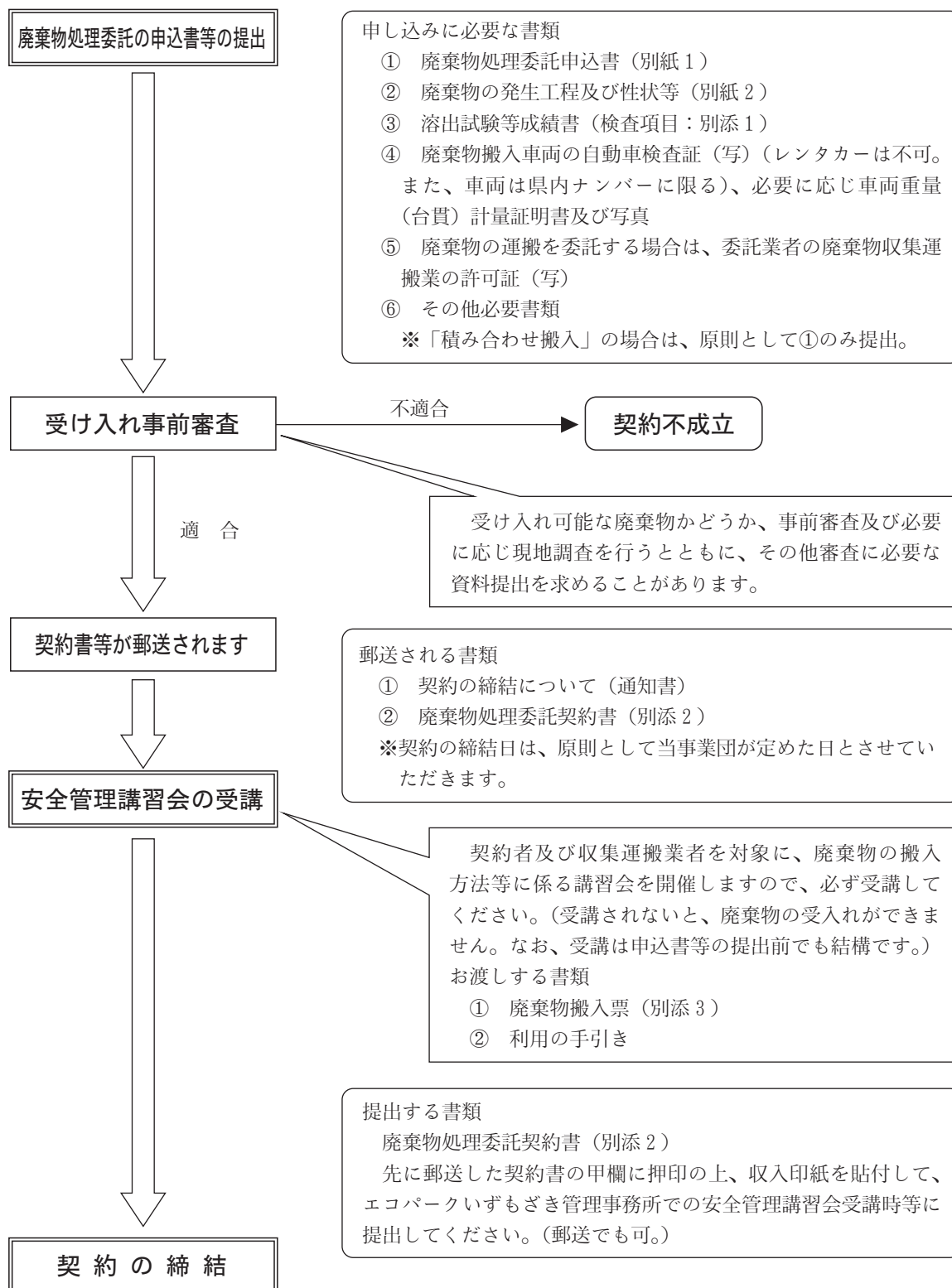
契約から料金精算までの流れ

1 契 約

● 新規の場合

廃棄物処理委託申込書等をエコパークいずもぎ管理事務所に提出してください。

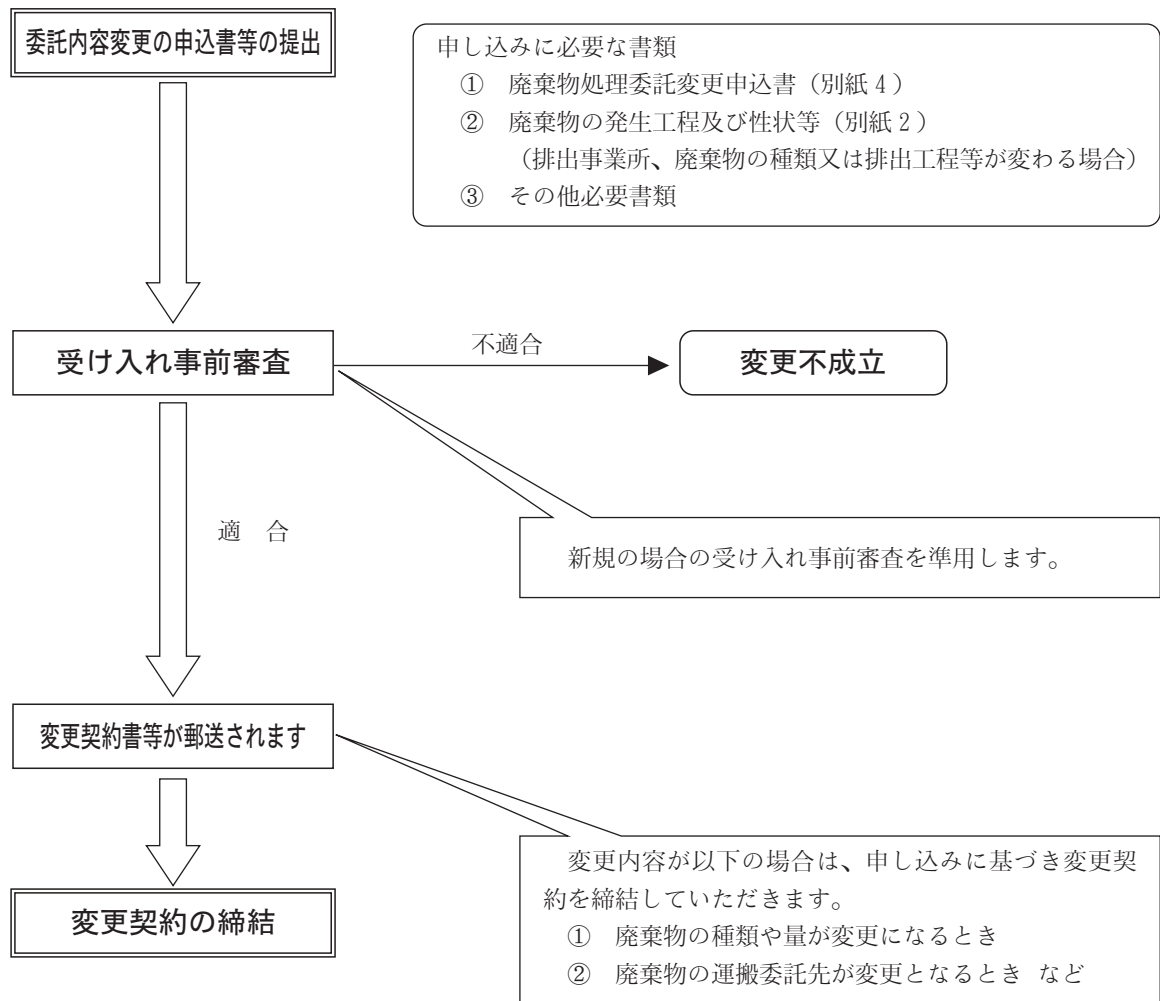
契約締結までに1カ月程度かかります。



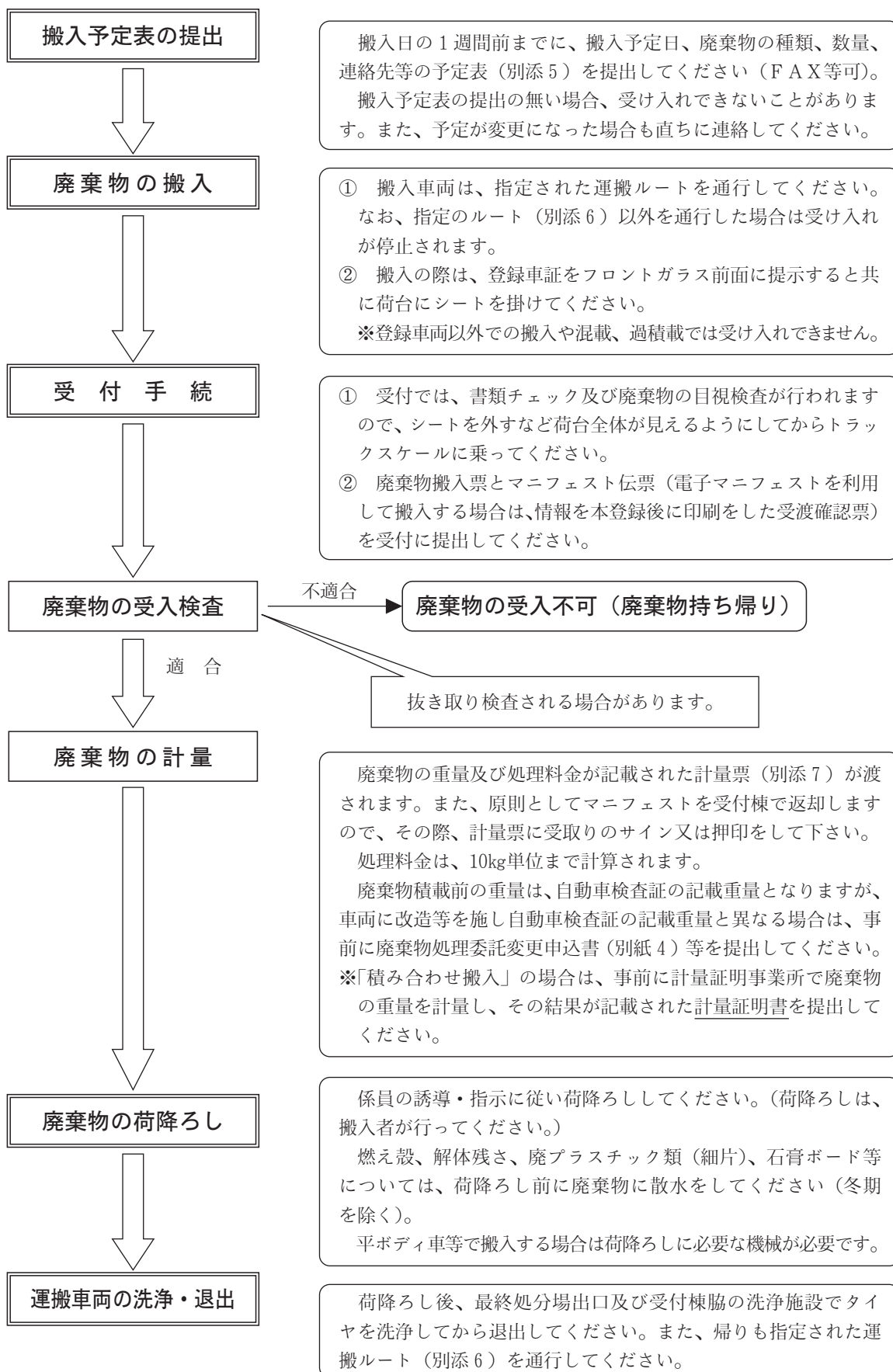
● 変更の場合

契約締結後に、申込者（排出者）、排出事業所、廃棄物の種類、運搬方法（車両の変更を含む）、又は処理料金の支払い方法等を変更しようとする場合、1カ月前までに、廃棄物処理委託変更申込書（別紙4）を提出してください。（変更契約締結までに1カ月程度かかります。）

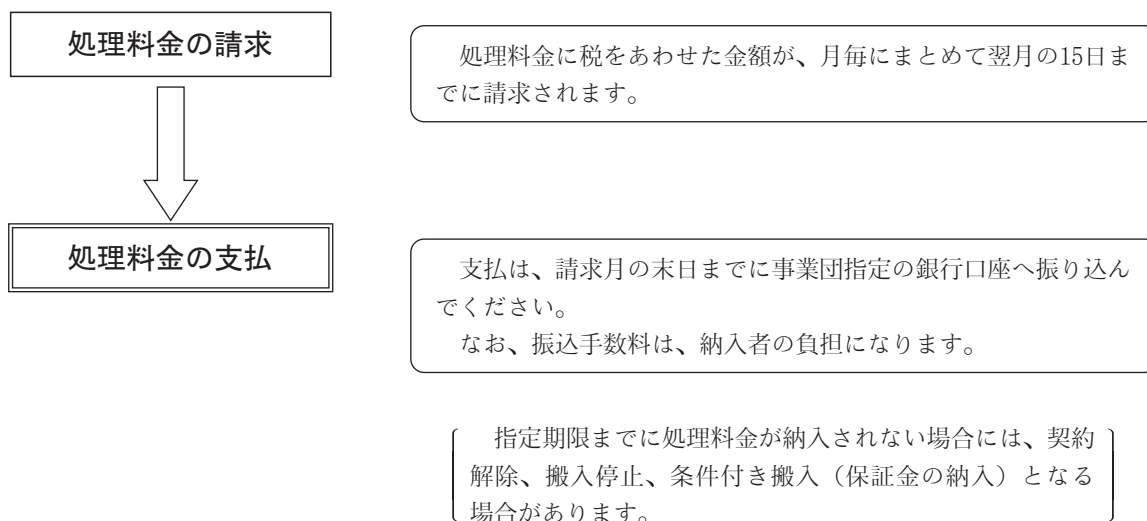
また、申込者（排出者）の住所、名称、代表者のいずれかに変更が生じた場合は、直ちに提出してください。



2 搬 入



3 精 算



4 そ の 他

(1) 定期検査等の実施

契約更新後においても廃棄物の性状等の確認をお願いします。特に、鉋さい、ばいじん、汚泥、燃え殻、焼却残さ等について、排出事業者は、原則として12カ月毎に、廃棄物の溶出試験等成績書を提出してください。

なお、成績書を提出していない場合は受入れできません。

(2) 電子マニフェストの利用について

当施設では電子マニフェスト（JW-NET）の利用が可能です。ご利用にあたっては、以下の内容をご確認ください。

- ① 当施設において初めて電子マニフェストを利用される際は、事前に利用開始の連絡と加入者番号をFAX等でお知らせください。内容を確認後、当事業団の加入者番号及び公開確認番号をお知らせします。
- ② 電子マニフェストシステム中の「数量の確定者」は、“処分業者”を選択してください。
- ③ 廃棄物搬入時には、電子マニフェスト情報を本登録後に印刷した「受渡確認票」を提出してください。なお、予約登録状態の受渡確認票では受入れ出来ませんのでご注意願います。
- ④ （廃棄物処理委託契約書における）契約締結者の情報*と電子マニフェスト内の排出事業者の情報*が一致していない場合、受入れ出来ません。

ただし、会社の方針等で、電子マニフェストの加入事業所が契約締結者と異なる場合は、備考欄に契約締結者の名称等を入力いただければ受入れますので、あらかじめご連絡願います。

※情報とは、名称、所在地等のことです

また、電子マニフェストの利用に関する注意事項などに変更があった場合、ホームページ（www.eco-niigata.or.jp）にてお知らせしますのでご確認ください。

(別紙1)

廃棄物処理委託申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 新潟県環境保全事業団
理事長 様

申込者（廃棄物の排出者）

※契約書に記入等する内容と同一としてください。

所在地 (〒)

名称

代表者名

印

電話番号

業種

廃棄物の処理を委託したいので、以下のとおり申し込みます。

| | | | |
|---------------|--------------|------------------------------------|-----------|
| 廃棄物の排出事業所及び種類 | 所在地 | (〒) | |
| | ふりがな | (例：〇〇株式会社〇〇工場) | |
| | 連絡先(担当) | (役職及び氏名) | ☎ FAX |
| | 搬入計画 | 1 定期搬入 () 2 不定期搬入 | |
| | 廃棄物の種類及び予定数量 | 廃棄物の種類 | 数量 (t/年) |
| | ① | | |
| | ② | | |
| | ③ | | |
| | ④ | | |
| 搬入車両番号 | 運搬方法の区分 | 1 自社による運搬搬入 2 委託による運搬搬入 3 自社・委託の併用 | |
| | | ① (自社・委託) | ④ (自社・委託) |
| | | ② (自社・委託) | ⑤ (自社・委託) |
| | | ③ (自社・委託) | ⑥ (自社・委託) |

| | | | |
|-------------|---|--------------------------------|--------------------------------------|
| 廃棄物の運搬方法 | 運搬委託業者 | 所在地 フリガナ 代表者名 | (〒) |
| | | 連絡先(担当) | (役職及び氏名) ☎ FAX |
| | | 収集運搬業の許可 (許可番号・許可期限) | 新潟県 号 令和 年 月 日まで 新潟市 号 令和 年 月 日まで |
| | | 所在地 フリガナ 代表者名 | (〒) |
| | | 連絡先(担当) | (役職及び氏名) ☎ FAX |
| | | 収集運搬業の許可 (許可番号・許可期限) | 新潟県 号 令和 年 月 日まで 新潟市 号 令和 年 月 日まで |
| 処理料金の支払 | 料金の支払方法 | 1 自社支払 2 代行支払 (a 運搬委託業者 b その他) | |
| | | 請求書の受取者 | 1 申込者 2 排出事業所 3 支払代行者 4 その他 () |
| | 料金支払代行者 | 所在地 名称 代表者名 | (〒) |
| | | 連絡先(担当) | (役職及び氏名) ☎ FAX |
| 契約期間(終期)の指定 | 1 無(事業団指定の期日) 2 有(単年度契約等の場合) 終期:a. 申込み年度末まで b. その他 年 月 日まで | | |

添付書類

- 1 廃棄物の発生工程及び性状等(別紙2)
- 2 施設の概況、能力等を示す書類、図面、施設の許可証の写し
- 3 次の廃棄物の場合は、原則として、有害物質等の判定基準及び試験検査項目(別添1)の溶出試験等の計量証明書
 - 鉱さい、ばいじん、汚泥、燃え殻、焼却残さ等及びその他事業団が必要と認める廃棄物
 - * 試験検査項目及び試料採取方法については、事前に相談してください。
- 4 廃棄物の搬入車両に係る自動車検査証の写し、必要に応じ車両重量(台費)計量証明書及び写真
- 5 搬入車両を借用する場合は、施設使用承諾書(別紙3)
- 6 委託運搬の場合は、委託業者の廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 7 申込者が廃棄物処理業者の場合は、処理業の許可証の写し

(別紙 2)

廃棄物の発生工程及び性状等

| 廃棄物の種類 | | | | | | |
|--------------|--|--------|-----------|-----------|-------|----|
| 廃棄物の発生状況 | (状況) | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none">・製造(排出)工程：工程(フロー)図を添付・廃棄物の発生頻度と量：・有害物質の使用状況： (種類・使用量)・廃棄物の分別方法： | | | | | |
| 廃棄物の性状等 | (性状等)※ | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none">・最大長さ：・最大径：・含水率：・溶出試験等：計量証明書を添付 | | | | | |
| 廃棄物の搬出方法及び荷姿 | 運搬車両 | 1 ダンプ車 | 2 ユニック車 | 3 その他 () | | |
| | 搬出方法 | 1 バラ積み | 2 その他 () | | | |
| | 荷姿 | 大きさ | 縦 | cm×横 | cm×高さ | cm |
| | | 梱包方法 | 1 梱包なし | 2 その他 () | | |
| | | 自動あおり | 1 全面あおり | 2 部分あおり | 3 無 | |
| | | シート掛け | 1 有 | 2 無 | | |
| ロープ掛け | | 1 有 | 2 無 | 3 その他 () | | |

注) 廃棄物の種類又は発生工程ごとに記載してください。

※性状等：形状、成分、有害物の有無、臭気、保管時における性状の変化、他の廃棄物との混合等による変化の状況及び当該廃棄物取扱いの際の注意事項等、廃棄物の適正処理に必要な情報

(別紙3)

施設使用承諾書

所在地

名称

上記の者が行う（特別管理）産業廃棄物の運搬に下記の施設を使用することを承諾します。

記

| 種類 | 車両番号又は他と識別できる事項 |
|----|-----------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

年 月 日

所在地

名称

印

*種類欄は、ダンプカー、ユニック車などの種類を記入すること。

(別紙4)

廃棄物処理委託変更申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 新潟県環境保全事業団
理 事 長 様

申込者（廃棄物の排出者）

所在地

名称

代表者名

⑩

電話番号

廃棄物処理委託の申込内容を下記のとおり変更したいので申し込みます。

| 項 目 | | 変 更 の 内 容 | | |
|-------------------|---------------------------|-------------------------|--------|--------|
| | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 申 込 者 | ① 所 在 地 | (〒) | (〒) | |
| | ② 名 称 | | | |
| | ③ 代 表 者 名 | | | |
| | ④ 電 話 番 号 | | | |
| 排 出 事 業 所 及 び 種 類 | ① 所 在 地 | | | |
| | ② 名 称 | | | |
| | ③ 連 絡 先 (担 当 者・電 話 番 号) | | | |
| | ④ 搬 入 計 画 | | | |
| | ⑤ 廃 棄 物 の 種 類 及 び 予 定 数 量 | t / 年 | t / 年 | |
| 廃棄物の発生工程及び性状等 | | | 別 紙 2 | |
| 廃 棄 物 の 運 搬 方 法 | ① 運搬方法の区分 | 1 自社 2 委託 3 自社・委託の併用 | | |
| | | 1 自社 2 委託 3 自社・委託の併用 | | |
| | ② 搬入車両番号 | | | |
| | 運搬委託業者 | ③ 所 在 地 | (〒) | (〒) |
| | | ④ 名 称 | | |
| | | ⑤ 代 表 者 名 | | |
| | | ⑥ 連 絡 先 (担 当 者・電 話 番 号) | | |
| | | ⑦ 収 集 運 搬 業 の 許 可 | (許可番号) | (許可番号) |
| | 運搬委託業者 | ⑧ 所 在 地 | (〒) | (〒) |
| | | ⑨ 名 称 | | |
| | | ⑩ 代 表 者 名 | | |
| | | ⑪ 連 絡 先 (担 当 者・電 話 番 号) | | |
| ⑫ 収 集 運 搬 業 の 許 可 | | (許可番号) | (許可番号) | |
| 処 理 料 金 の 支 払 | ① 料 金 支 払 方 法 | | | |
| | ② 請 求 書 の 受 取 者 | | | |
| | 料 金 支 払 者 | ③ 所 在 地 | (〒) | (〒) |
| | | ④ 名 称 | | |
| | | ⑤ 代 表 者 名 | | ⑩ |
| | | ⑥ 連 絡 先 (担 当 者・電 話 番 号) | | |
| 契 約 期 間 | | | | |

注) 新たに支払代行者により支払う場合及び支払代行者の変更の場合は、変更後欄の「代表者」に押印してください。

添付書類：別紙1 廃棄物処理委託申込書の添付書類のうち、変更に係るもの

(別添1)

有害物質等の判定基準及び試験検査項目

| 項目 | | 種類 | 鉍さい | 汚泥 | 燃え殻 | 焼却残さ | 石綿含有 仕上塗材 | 判定基準 |
|------------|----------------------|-----|-----|------|-----|------|--------------|----------------------|
| | | | | | | | | ①～②⑥：溶出試験 ②⑦：含有試験 |
| 一般項目 | 油分(n-ヘキサン抽出物質) | | | ○ | | | | 5%以下 |
| | 含水率 | | | ○ | ○ | ○ | | おおむね 80%以下 |
| 有害物質 関係 | ① 水銀又はその化合物 | ○*1 | ○*1 | ○*1 | ○*1 | ○*1 | | 0.005mg/l以下 |
| | ② カドミウム又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.09mg/l以下 |
| | ③ 鉛又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0.3mg/l以下 |
| | ④ 有機リン化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1mg/l以下 |
| | ⑤ 六価クロム化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1.5mg/l以下 |
| | ⑥ ひ素又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.3mg/l以下 |
| | ⑦ シアン化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1mg/l以下 |
| | ⑧ P C B | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.003mg/l以下 |
| | ⑨ トリクロロエチレン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.1mg/l以下 |
| | ⑩ テトラクロロエチレン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.1mg/l以下 |
| | ⑪ ジクロロメタン | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○**3 | 0.2mg/l以下 |
| | ⑫ 四塩化炭素 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.02mg/l以下 |
| | ⑬ 1, 2-ジクロロエタン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.04mg/l以下 |
| | ⑭ 1, 1-ジクロロエチレン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1mg/l以下 |
| | ⑮ シス-1, 2-ジクロロエチレン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.4mg/l以下 |
| | ⑯ 1, 1, 1-トリクロロエタン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 3mg/l以下 |
| | ⑰ 1, 1, 2-トリクロロエタン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.06mg/l以下 |
| | ⑱ 1, 3-ジクロロプロペン(D-D) | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.02mg/l以下 |
| | ⑲ チウラム | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.06mg/l以下 |
| | ⑳ シマジン (CAT) | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.03mg/l以下 |
| | ㉑ チオベンカルブ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.2mg/l以下 |
| | ㉒ ベンゼン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.1mg/l以下 |
| | ㉓ セレン又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.3mg/l以下 |
| | ㉔ 1, 4-ジオキサン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 0.5mg/l以下 |
| | ㉕ ふっ素及びその化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 24mg/l以下 |
| | ㉖ ほう素及びその化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 30mg/l以下 |
| | ㉗ ダイオキシン類 | | | ○**2 | ○ | ○ | | 3 ng-TEQ/g以下 |

※1 原則として初回のみ含有量試験も必要となります。(判定基準：15mg/kg以下)

※2 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出されるものに限ります。

※3 ジクロロメタンを含む剥離剤を使用した場合に限ります。

備考

(1) ○印の項目について検査が必要です。ただし、当該廃棄物の発生工程、使用原材料によっては、項目を追加又は省略することがあります。

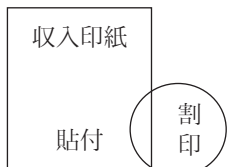
試験検査項目については、事前に相談してください。

(2) 事業団が必要と判断した場合、検査対象廃棄物以外にも検査を求めることがあります。

(3) 検査方法は、ダイオキシン類は含有試験、その他は溶出試験などとなります。

(4) 検査方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)」によるほか、国等が示す方法によります。

(5) 検査成績は、環境計量証明事業所又は公的機関の発行したものであって、原則として処理委託申込みの6か月以内に発行されたものに限ります。



廃棄物処理委託契約書 (例)

排出事業者： _____ ： (以下「甲」という。) と、
 処分業者：公益財団法人 新潟県環境保全事業団： (以下「乙」という。) は、
 甲の事業所から排出される廃棄物の処理に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲及び施設の処理能力)

(1) 乙の事業範囲及び施設の処理能力等は、次の表のとおりとする。

| 許可区分 | 最終処分 (埋立処分) |
|------------|---|
| 産業廃棄物の許可品目 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)、燃え殻、汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、鉱さい、ばいじん |
| 施設の能力 | 埋立地面積 149,700m ² |
| | 埋立容量 2,543,200m ³ |
| 施設の所在地 | 新潟県三島郡出雲崎町大字稲川字池ノ尻地内 |

(2) 乙の事業範囲を証するために、この契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。) の許可証の写しを添付する。なお、許可事項を変更したときは、直ちに許可証の写しを甲に提出するものとする。

2 (委託する廃棄物の種類、数量及び単価)

(1) 甲が、乙に対し処理を委託する廃棄物の種類及び数量は次のとおりとする。

種類： _____ 種類： _____
 数量： _____ 数量： _____

(2) 処理料金は、乙が定めた別表の処理料金表によるものとする。ただし、処理料金を改定する場合は、直ちに甲に通知するものとし、改定後からは、改定された当該の処理料金表によるものとする。

3 (搬入者)

甲の排出した廃棄物の、乙の所有する事業所への搬入は次の者が行う。

名称： _____
 所在地： _____

4 (保管)

乙は、甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき適正に行うものとする。

5 (再委託)

乙は、契約期間中に処理を他人に委託する必要がある場合は、廃棄物処理法に定める再委託基準に従い、処理業務を再委託することができるものとする。

6 (マニフェスト)

甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。

第2条 (義務と責任)

1 (甲)

(1) 甲が乙に処理を委託する廃棄物の種類、発生工程、性状 (形状、成分、有害物の有無、臭気)、荷姿、排出数量、保管時における性状の変化、他の廃棄物との混合等による変化の状況及び当該廃棄物取扱いの際の注意事項等 (日本産業規格 (JIS C0950) に規定する含有マークの有無等を含む) の適正処理に必要な情報は、廃棄物処理委託申込書等に記載したとおりとする。なお、変更があった場合は、甲は、当該変更内容を直ちに乙に書面により通知するものとする。また、甲と乙は通知を必要とする廃棄物の性状等の変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

(2) 甲は、処理を委託する廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずる恐れのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。

(3) 甲は、甲の排出した廃棄物を乙の所有する事業所へ適正に搬入するために、自ら搬入するか、若しくは適正な委託契約のもとで、収集運搬業者を指図し監督する義務を負う。

2 (乙)

(1) 乙は、甲から委託された廃棄物が、乙の所有する事業所に荷降ろしされた後、処理が完了するまで廃棄物処理法の規定にもとづき適正に管理する責任を負う。

この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(2) 乙は、処理完了後直ちにマニフェストD及びE票を甲に送付するものとする。

(3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、業務を一時停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、甲における影響に配慮するものとする。

第3条 (処理料金・消費税・産業廃棄物税・支払い)

1 甲は、乙の定める処理料金表及び処理委託した量をもとに算出される処理料金を、乙に支払うものとする。なお、計量は搬入時の1回計量とし、計量時の積載前重量は、原則として搬入車両の自動車検査証記載の車両重量とする。

2 甲の委託する廃棄物の処理についての消費税及び埋立処分等の場合の産業廃棄物税は甲が負担する。

3 乙は、処理料金、消費税及び産業廃棄物税 (以下「処理料金等」という。) の請求を、原則として月毎にまとめて、甲に請求するものとする。

- 4 乙は翌月15日までに、甲に処理料金等を請求するものとし、甲は、その月の末日までに、乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。この場合振込み手数料は、甲の負担とする。
- 5 甲が処理料金等の支払いを収集運搬業者等に代行させる場合、乙は、甲宛の請求書を支払代行者に送付するものとし、支払代行者は、甲に代わって支払い手続きを代行するものとする。ただし、支払代行者が支払いを履行しない場合は、甲がその責めを負うものとする。
- 処理料金等支払代行者 名称： _____
 代表者名： _____
 所在地： _____
- 6 乙は、甲が処理料金等の支払いを遅延した場合には、甲が委託する廃棄物の処理を拒むことができるものとする。

第4条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は、関連する相手方の文書による許諾を必要とする。

第5条（契約の解除）

- 甲、乙は、相手方が、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- ただし、甲の委託した廃棄物が未だ処理されずに残っている場合は、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。
- (1) この契約の第1から第4条までの各条項のいずれかに違反したとき。
 (2) 差押え、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
 (3) 監督行政庁から営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

第6条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自己（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）または自己の代理人が、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- ア 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 イ 暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 ウ 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 オ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- ア 暴力的な要求行為
 イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 オ その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、甲と乙が締結しているすべての契約を解除することができる
- ア 本条第1項の各号の表明が事実と反することが判明したとき
 イ 本条第1項の各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 ウ 本条第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 本条第3項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。
- 5 本条第3項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

第7条（協議）

この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第8条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地
 名称
 代表者

乙 所在地 新潟県新潟市西区曾和1182番地
 名称 公益財団法人 新潟県環境保全事業団
 代表者 理事長

押印

(別添3) 廃棄物搬入票

廃棄物搬入票

搬入日 西暦 年 月 日

契約番号

契約者名

排出業者コード

排出業者名

搬入業者コード

搬入業者名

車輛番号

数字のみ右詰

廃棄物コード

廃棄物内容

発生市町村コード

マニフェスト番号

廃棄物区分

以下の欄は事業団にて使用しますので、記入しないでください。

備考

公益財団法人 新潟県環境保全事業団 電話 (0258)41-7800
エコパーク いずもざき

(別添4)

廃棄物及び市町村のコード表 (抜粋)

| 廃棄物コード | 廃棄物内容 |
|--------|--------------------|
| 0100 | 燃 え 殻 |
| 0210 | 有 機 性 汚 泥 |
| 0217 | 下 水 道 汚 泥 |
| 0220 | 無 機 性 汚 泥 |
| 0226 | 上 水 汚 泥 等 |
| 0660 | 廃プラスチック |
| 0630 | シュレッダーダスト |
| 0640 | 廃プラ(ポリ系)と金属の混合物 |
| 0700 | 紙 く ず |
| 0800 | 木 く ず |
| 0850 | 木くず(破砕物) |
| 0900 | 織 維 く ず |
| 1000 | 動植物性残さ |
| 1100 | ゴ ム く ず |
| 1200 | 金 属 く ず |
| 1300 | ガラス、コンクリート及び陶磁器くず |
| 1301 | 石 膏 ボ ー ド |
| 1302 | 非飛散性アスベスト(陶磁器くず) |
| 1303 | 非飛散性アスベスト(石膏ボード) |
| 1400 | 鋳 さ い |
| 1520 | が れ き 類 |
| 1560 | 解体残さ(廃プラスチックを含む) |
| 1565 | 解体残さ(廃プラスチックを含まない) |
| 9100 | 焼 却 残 さ |
| 9200 | 粗大不燃ごみ処理残さ |
| 9700 | 河 川 ご み |

| 発生市町村コード | | |
|----------|------|------|
| あ | 阿賀野市 | 0223 |
| | 阿賀町 | 0385 |
| | 粟島浦村 | 0586 |
| い | 出雲崎町 | 0405 |
| | 糸魚川市 | 0216 |
| う | 魚沼市 | 0251 |
| お | 小千谷市 | 0208 |
| か | 柏崎市 | 0205 |
| | 加茂市 | 0209 |
| | 刈羽村 | 0504 |
| こ | 五泉市 | 0218 |
| さ | 佐渡市 | 0224 |
| | 三条市 | 0204 |
| し | 新発田市 | 0206 |
| | 上越市 | 0222 |
| せ | 聖籠町 | 0307 |
| | 関川村 | 0581 |
| た | 胎内市 | 0227 |
| | 田上町 | 0361 |
| つ | 燕市 | 0213 |
| | 津南町 | 0482 |
| と | 十日町市 | 0210 |
| な | 長岡市 | 0202 |
| に | 新潟市 | 0201 |
| み | 見附市 | 0211 |
| | 南魚沼市 | 0269 |
| | 妙高市 | 0217 |
| む | 村上市 | 0212 |
| や | 弥彦村 | 0342 |
| ゆ | 湯沢町 | 0461 |

公益財団法人 新潟県環境保全事業団
 エコパークいずもざき 様

TEL 0258-41-7800
 FAX 0258-41-7802

年 月の搬入予定を下記のとおり連絡します。

排出事業者 所在地
 名称
 連絡担当者
 電話番号
 FAX番号

(別添5)

年 月 日

記

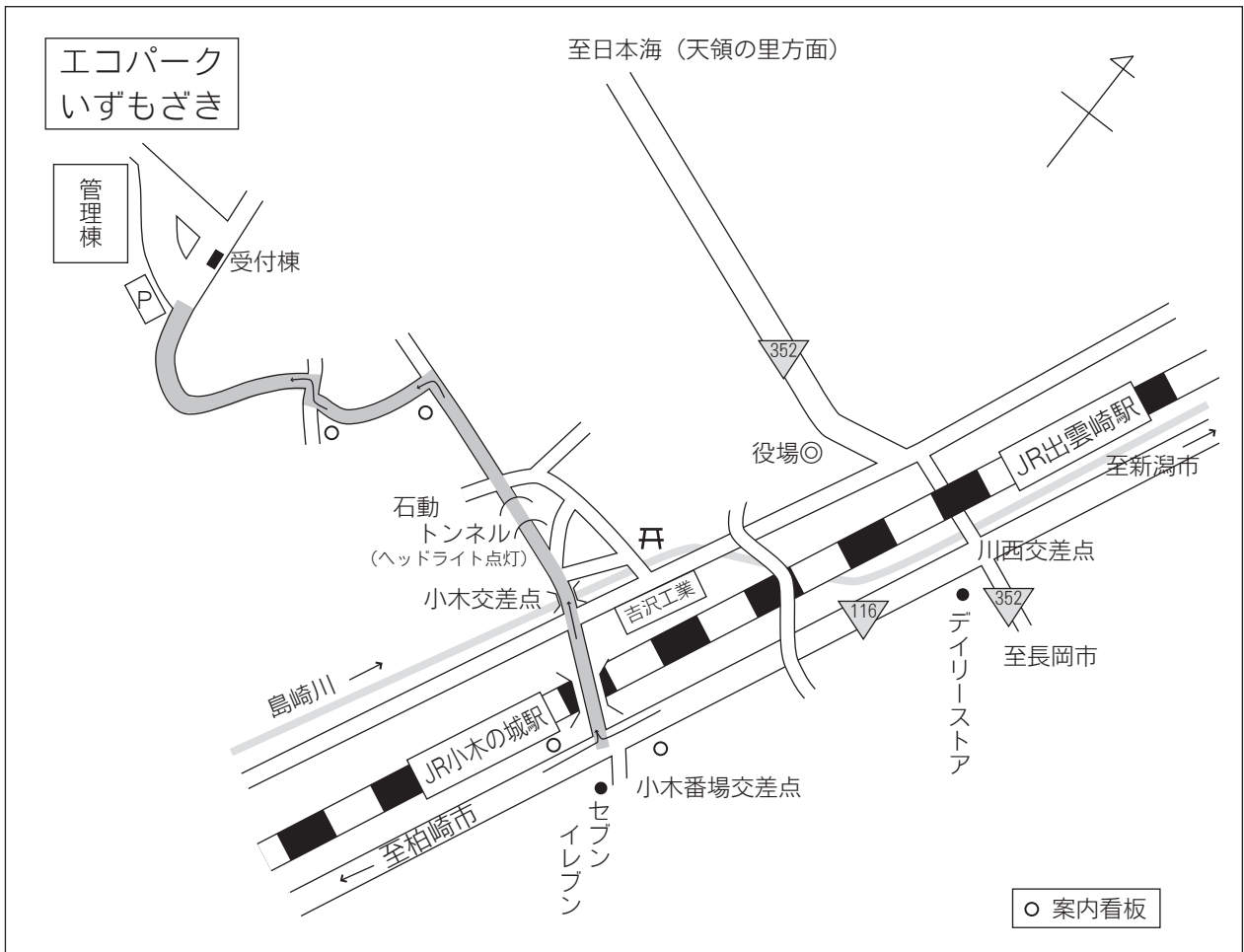
廃棄物の搬入予定表

(単位：台数、t)

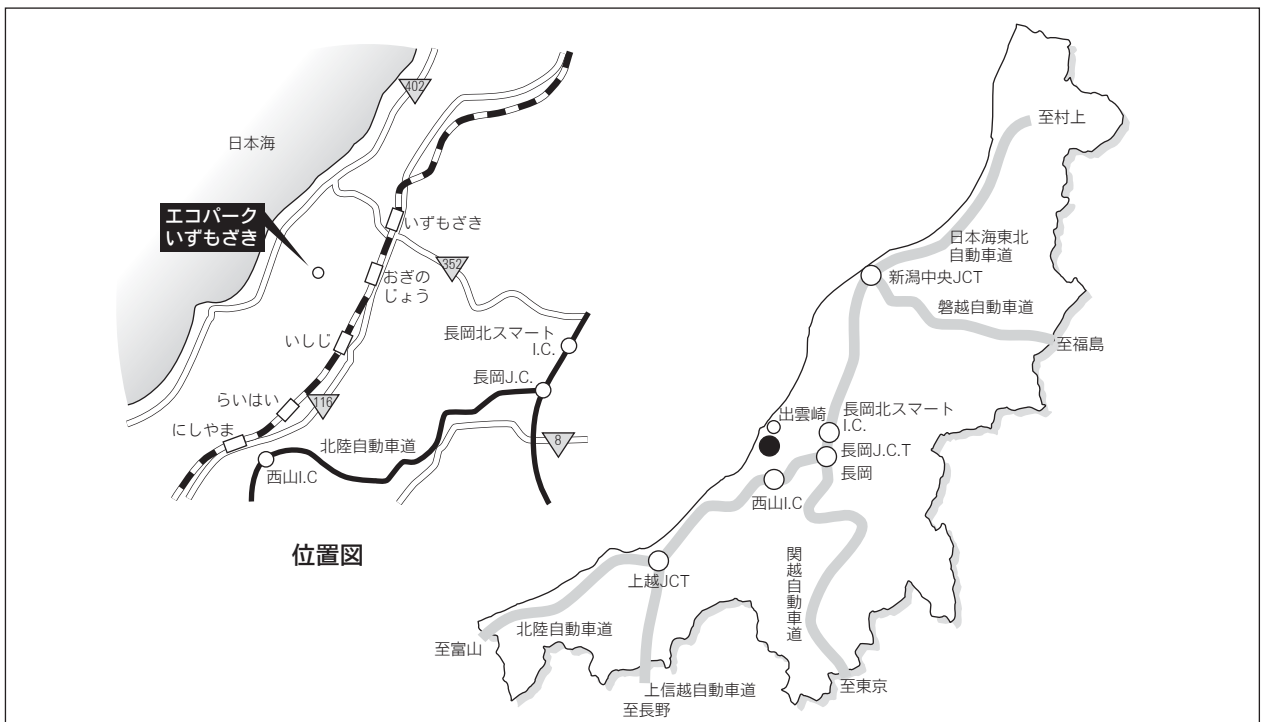
| 廃棄物の種類 | 日 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | |
|--------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|
| | 曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 台数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 台数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 台数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 台数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[注] ・燃え殻、汚泥、鉋さいなど分析が必要となる廃棄物は、試験成績書を提出済みであることを確認した上で搬入してください。
 (継続的に搬入する場合、原則として12ヵ月毎に提出が必要です。)
 ・非飛散性アスベストは、受付終了時間の30分前から1時間前までに搬入してください。

(別添6) 廃棄物運搬ルート



廃棄物運搬ルート



位置図

| 計量票 | | | | | (事業団控) | |
|-----------------------------------|----|---------|------|----|--------|-------------|
| 年月日 | 時刻 | 受付No | 契約No | 区分 | 車番 | |
| 契約者 | | | | | | |
| 搬入者 | | | | | | |
| 搬入物 | | | | | | |
| マニフェスト番号 | | | | | | |
| 総重量 | kg | 料金 | 円 | | | |
| 空車重量 | kg | 消費税額 | 円 | | | |
| 正味重量 | kg | 産業廃棄物税額 | 円 | | | |
| | | 税込合計 | 円 | | | |
| (備考) | | | | | | マニフェスト等受領確認 |
| | | | | | | マニフェスト等受領確認 |
| 公益財団法人 新潟県環境保全事業団 エコパークいづもざき | | | | | | |

※マニフェストの返却時、受取りに係るサイン又は押印をしていただきます。



®環境省

エコアクション21

認証番号 0013198

公益財団法人

新潟県環境保全事業団

〒950-2144

新潟市西区曾和1182番地

TEL 025-239-5750

FAX 025-239-5755

URL www.eco-niigata.or.jp

エコパーク いずもざき

〒949-4331

三島郡出雲崎町大字稲川884

TEL 0258-41-7800

FAX 0258-41-7802